

証券コード 3727

平成20年3月13日

株 主 各 位

東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号

株式会社 アプリックス

代表取締役会長 郡 山 龍

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成20年3月28日（金曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

「郵送による議決権行使の場合」

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

「インターネットによる議決権行使の場合」

当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotet.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、54ページから55ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年3月29日（土曜日）午後1時
2. 場 所 東京都新宿区西早稲田一丁目20番14号
早稲田大学国際会議場井深大記念ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第23期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合には、議案に賛成の表示があったものとさせていただきます。
- (2) 議決権行使書およびインターネットによる議決権行使の期限は、平成20年3月28日（金曜日）午後6時までとさせていただきます。
- (3) 議決権行使書とインターネットによる方法とで重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものさせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.aplix.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当社グループは、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェアの基盤となる技術（以下「ソフトウェア基盤技術」という）の研究開発とともに、それらの成果を基にした応用製品の開発および販売、ならびに当社グループ製品を搭載する機器製品の計画立案および設計等を支援する顧客コンサルティングを行っております。

現在主力製品となっている組み込み向けJavaプラットフォーム「JBlend」は、携帯電話などの機器でJavaという技術を使うための基盤となるソフトウェアです。携帯電話にJBlendを組み込んでJava対応にすることで、多様な機能やサービスを実現させることができます。

海外の携帯電話市場においては、Java対応携帯電話向けのサービスが順調に拡大しており、平成19年の世界のJava対応携帯電話の年間販売台数は、6億台から6億5千万台に達したものと当社では見込んでおり、平成20年には6億5千万台から7億台に達するものと推測しております。

一方、国内のJava対応携帯電話の年間出荷台数は、平成19年は約4,100万台となったものと当社では見込んでおります。これに対して平成20年は、前年並みまたは微増となるものと見込んでおります。

このような内外の市場環境において、当社グループの組み込み向けJavaプラットフォームを搭載した機器の出荷台数は、前連結会計年度では13,466万台、当連結会計年度では12,414万台となり、累計出荷台数は平成19年12月末時点で約4億2,790万台となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は6,763,302千円（前連結会計年度比2.7%増）となりました。損益面につきましては、97,310千円の営業利益（前連結会計年度営業損失1,450,571千円）、335,275千円の経常利益（前連結会計年度経常損失1,268,290千円）となりました。当期純損失は、ミドルウェア・フレームワークに関わるソフトウェア仮勘

定の評価損の計上により、7,016,185千円（前連結会計年度当期純損失1,608,665千円）となりました。

品目別の概況は次のとおりであります。

（単位：千円）

	第22期		第23期 (当連結会計年度)		前 連 計 結 年 比 増 減
	平成18年1月1日から 平成18年12月31日まで		平成19年1月1日から 平成19年12月31日まで		
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
携 帯 電 話 関 連	6,492,919	98.6%	6,572,616	97.2%	1.2%
携 帯 電 話 以 外	94,685	1.4%	190,686	2.8%	101.4%
合 計	6,587,605	100.0%	6,763,302	100.0%	2.7%

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

【携帯電話関連】

当連結会計年度において当社グループの組み込み向けJavaプラットフォーム、JB1endを搭載した携帯電話の出荷状況は、以下のとおりです。

国内顧客においては、携帯電話の番号ポータビリティ制度の開始以降、各通信事業者による差別化を図った独自戦略が打ち出される中で新サービスにJB1endが寄与し、それにともない順調に出荷台数が拡大し、国内市場向け携帯電話の売上は前連結会計年度実績より大幅に伸張いたしました。

海外顧客においては、北米からの出荷に減少が見られ、アジア地域からの出荷は引き続き堅調に推移したものの北米の減少を埋めるに至りませんでした。なお、中国市場については、第三世代(3G)携帯電話の実用化の見通し、および低中位機種を中心とした市場構成に鑑みながら、戦略の再構築を行っております。

また、ミドルウェア・フレームワークについては、受託開発による技術支援売上として約12.3億円を計上した結果、携帯電話関連の技術支援売上高は前連結会計年度実績より伸張しております。なお、これらの案件につきましては、単発的なものであり、再び製品売上が中心になるものと認識しております。

【携帯電話以外】

携帯電話以外の機器については、地上デジタルテレビの放送用チューナー内蔵カーナビゲーションシステムや、デジタルテレビ、さらにはCATV用セッ

トトップボックスなどにJBlendが搭載されており、また、マイコンなど省資源デバイス向けに開発された製品につきましても、今後の本格的な収益源としての展望を見据えつつ、的確な経営資源の配置を進めてまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額は、市場販売目的のソフトウェアを自社開発することを目的とした投資を中心に4,198,629千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成13年7月14日、平成13年12月27日および平成14年3月22日に決議された旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権および平成15年9月10日に決議された旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の当期中の権利行使による新株発行により22,762千円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 20 期 (平成16年12月期)	第 21 期 (平成17年12月期)	第 22 期 (平成18年12月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (平成19年12月期)
売 上 高(千円)	3,678,665	5,028,328	6,587,605	6,763,302
経常利益または経常損失(△)(千円)	△1,411,778	△2,960,640	△1,268,290	335,275
当期純利益または当期純損失(△)(千円)	△1,594,439	△3,313,897	△1,608,665	△7,016,185
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)(円)	△60,176.60	△38,417.55	△15,989.28	△69,315.51
総 資 産(千円)	13,308,077	23,859,453	23,727,550	14,949,289
純 資 産(千円)	12,314,751	22,108,072	20,966,317	13,604,054
1株当たり純資産額(円)	436,755.28	220,193.22	207,646.09	133,616.72

- (注) 1. 第22期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、平成17年10月20日付をもって、1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第21期の1株当たり当期純損失または1株当たり純資産額については、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
4. 第20期以降の1株当たり当期純利益または当期純損失および純資産額について、第20期期首に株式分割が行われたものとして遡及修正を行った場合は次のとおりです。

区 分		第20期 (平成16年12月期)
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)	(円)	△20,058.87
1株当たり純資産額	(円)	145,585.09

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Aplix Corporation of America (米国カリフォルニア州 サンフランシスコ市)	125千米ドル	100.0%	当社の海外の営業活動 および技術支援
Aplix Europe GmbH (独 国 バ イ エ ル ン 州 ミ ュ ン ヘ ン 市)	25千ユーロ	100.0%	当社の海外の営業活動 および技術支援
iaSolution Inc. (台 湾 台 北 市)	195,870千台湾ドル	100.0%	移動機器用ソフトウェアの 研究開発および販売
(株) アプリックス・ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ (日 本 東 京 都)	7,500万円	66.6%	IT分野に特化した技術、 製品、サービスの仕 入・販売、評価、コン サルティング
Aplix Korea Corporation (大韓民国ソウル市)	200百万ウォン	100.0%	当社の海外の営業活動 および技術支援

(注) 期末日現在における当社の連結子会社は7社です(iaSolution Inc.の子会社2社を含む)

(4) 企業集団の対処すべき課題

① 海外携帯電話市場でのサポート体制強化について

米国および欧州においては、引き続き当社の現地子会社が現地顧客へのソリューションを提供し、中国を含むアジア地域においては、台湾の iaSolution Inc. と同社の地域子会社（上海、北京）が中心となって事業展開をしております。

また、韓国においても顧客との関係の更なる深耕を図るため、拠点の統合並びに現地法人化を図るなど、体制の整備を進めております。

その一方、今後の事業成長の余地が大きいと考えられるその他の地域、とりわけ北欧においてはさらなる顧客サポート強化が必要と考えており、具体的検討を行っております。

② ソリューション製品の拡充について

当社グループの顧客である携帯電話機メーカーは、製品ラインアップを充実させるために多くの機種で汎用プラットフォームを採用しています。それらの機種では、短いサイクルで製品を出荷していくために実装工数が少なくインテグレーションが容易なプラットフォームに対応したソリューションが求められています。

Javaにおいては、iaSolution Inc. との経営統合によりJavaVMの高速化とエクステンションの多様化というコア部分のみならず、汎用プラットフォームに対応した高度なソリューションにも対応可能な開発体制を敷いております。すなわちコア部分に強みを持つ当社のJBlendと実装部分に強い iaSolution Inc. の主力製品iaJETを統合して顧客に提供することにより、性能を高めながらもプラットフォームとの結合が容易になり、開発工数削減も可能となります。また、統合ソリューションであるため製品の理解が深まり、検証工数の削減にもつながります。しかしながら、今後さらに多くの顧客製品で利用していただけるよう、各種汎用プラットフォームに対応した製品を開発していく必要があります。

③ 顧客との共同開発体制構築について

当社グループが事業を展開していく上では、顧客、とりわけ移動体通信事業者や携帯電話機メーカーとの緊密な関係を如何に維持しさらに向上させていけるかが重要な鍵となります。

基本的には、日々の事業活動を通じての顧客との関係の緊密化並びに信頼関係の構築が大原則となりますが、一步踏み込んで顧客との共同開発体制を築く事も行ってまいります。

国内においては、当社は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとFOMA向けの統一Javaプラットフォームの共同開発を行い、商用端末への搭載に至っております。さらに同社との資本・業務提携により、次世代のJavaの開発ならびにJava以外のソフトウェアの開発に協力してまいります。これらの開発作業を円滑に進めるために同社が携帯電話機の開発拠点を置く神奈川県横須賀市に当社も開発センターを開設し、同社との綿密な共同開発体制を構築いたしました。

また、海外においても北京（中国）に開発センターを設置して、中国の移動体通信事業者であるChina Mobile Communications Corporationとの共同開発を進めております。

このように、顧客に対しより迅速に先進的な技術を提供する体制を構築することで、当社グループ製品の付加価値を高め、収益性を向上させてまいります。今後も状況に応じ、スムーズに顧客との共同開発を行える体制を取ってまいります。

④ 携帯電話におけるJava実行環境の用途拡大

現在、携帯電話におけるJava実行環境の利用は、ゲームなどのコンテンツをダウンロードして実行するコンテンツプレイヤー（コンテンツ実行環境）形態が主体となっており、Java実行環境を限定的に活用しているにすぎません。携帯電話の多くの機能はJava以外のプログラミング言語を使う従来の方法で作成され、最初から機器に組み込まれて提供されています。ユーザーは携帯電話を購入して即座にさまざまな機能を利用することができますが、新しい機能を追加・更新したり、不要な機能の入れ換えをすることはできません。

しかし、これらの機能をJavaアプリケーションとして作成すれば、ユーザーは必要な機能をゲームと同様に取捨選択することができ、個々人の用途や嗜好に合わせた携帯電話を利用することができるようになります。

今後当社グループでは、さまざまな機能のJavaアプリケーションが動作するシステムプラットフォームとして活用できる製品を開発・提供し、携帯電話におけるJava実行環境の用途拡大を促進していく必要があります。

⑤ 新技術研究開発について

ソフトウェア基盤技術や応用製品を含むあらゆる先端技術は、一般的に技術が普及して市場が安定することによって付加価値が低減し、収益性が悪化してしまいます。

こういった状況において事業を安定的に継続させるためには、新たなソフトウェア基盤技術の研究開発を積極的に行い、既存事業の収益の伸びが鈍化する前にその成果を基にした新たな事業を立ち上げて、付加価値の高い製品群を維持していく必要があります。顧客や市場のニーズを的確に把握し、機動的で効率の良い製品開発を続けていくために、協力会社との連携や社内体制の強化・改善を常に意識し、努力してまいります。

⑥ 携帯電話以外におけるJava実行環境の活用

すでに携帯電話以外の製品でもJBlendはデジタルテレビやビデオカメラ、カーナビ、プリンタ等に搭載され、コンテンツを閲覧するブラウザの制御やグラフィカルな画面操作を行うJavaアプリケーションを動作させています。今後は、Blu-ray Discレコーダ、HDDレコーダなどの高性能AV機器向けJBlendや、小型機器の組み込みソフトウェア開発にJavaの開発環境が利用できるJBlend[nano]等、より広範囲の用途に対応するさまざまなJBlendを開発・提供していく必要があります。

⑦ 他のソフトウェアベンダーとの協業について

携帯電話などの製品では、機能ごとに必要となる数多くのソフトウェアが組み合わせられて使用されており、当社グループの顧客はそのソフトウェアをひとつに繋ぎあわせる実装作業に多くの工数を費やしています。携帯電話に必要な様々なソフトウェアを、容易に組み合わせることができる形態で顧客に提供することによって顧客の実装作業の工数削減に貢献することが可能です。そのためには、独自の技術を開発するだけでなく他のソフトウェアベンダーとの協力関係を拡大強化する必要があります。

また、ソフトウェア基盤技術や応用製品を含むあらゆる先端技術は、一般的に技術が普及して市場が安定することによって付加価値が低減し、収益性が悪化してしまいます。ソフトウェアベンダーの顧客である機器メーカーも製品価格の低下や単一機種の販売数量低下の影響を受けており、機能や納期などソフトウェアベンダーに対する要望も日々強まっています。機器メーカーの厳しい要望に応えられないソフトウェアベンダーも見られるようになり、これは業界全体に対する信頼を低下させることにつながりかねない状況です。

当社グループは独自の付加価値と信頼性の高い技術を開発するだけでなく、他のソフトウェアベンダーと協力して互いのソフトウェアの親和性を

高め、顧客がより少ない工数で当社製技術を利用できるようにしてまいります。さらに、グループ戦略の一環として他のソフトウェアベンダーとの関係を強化し、顧客が自ら各種ソフトウェアを開発する必要がないよう、安心してソフトウェアベンダー製の組み込み用ソフトウェアを利用できる環境を実現できるよう努力してまいります。

⑧ 人材の確保について

当社グループは、グローバルな事業展開を行う上で必要となる基本的な人的枠組みは構築出来ていると考えていますが、市場での競争力を維持・拡大し、世界的な事業展開を推進するためには、更なる優秀な人材の確保が不可欠です。研究開発においては特に携帯電話でJava以外の開発を進めていることもあり、新規事業を進めていくにあたりエンジニアを中心に必要な人材を確保する必要があります。

⑨ 特定の顧客への依存からの脱皮について

当連結会計年度において売上高の10%を超える販売先は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 2,226,006千円(32.9%)、ソフトバンクモバイル株式会社 887,919千円(13.1%)、Motorola, Inc. 837,182千円(12.4%)、株式会社カシオ日立モバイルコミュニケーションズ 728,378千円(10.8%)であります。(当連結会計年度 自平成19年1月1日、至平成19年12月31日)

当社グループの売上は特定の顧客に依存しています。当社ではこのような大口顧客への販売を維持しながら、新たな顧客への営業活動を積極的に展開し、高い売上高の顧客の全体数が増えるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成19年12月31日現在)

- ① 組み込み向けソフトウェアの研究、開発および販売
- ② パソコン向けソフトウェアの研究、開発および販売

(6) 主要な事業所 (平成19年12月31日現在)

- ① 当 社 本 社 東京都 新宿区
沖縄評価センター 沖縄県 那覇市
- ② Aplix Corporation of America
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市
- ③ Aplix Europe GmbH ドイツ連邦共和国 バイエرن州 ミュンヘン市
- ④ iaSolution Inc. 台湾 台北市
- ⑤ Aplix Korea Corporation 大韓民国 ソウル市
- ⑥ 株式会社 アプリックス・ソリューションズ 東京都 新宿区

(7) 使用人の状況（平成19年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
340名	-10名

- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 使用人数は、臨時従業員（パートタイマーおよび派遣社員）を除いております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
181名	-15名	36.82歳	4.33年

- (注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 使用人数は、臨時従業員（パートタイマーおよび派遣社員）を除いております。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

新規に子会社2社を設立いたしました。

会社名	設立年月	議決権比率
(株) アプリックス・ソリューションズ	平成19年2月	66.6%
Aplix Korea Corporation	平成19年7月	100.0%

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成19年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 261,300株
- ② 発行済株式の総数 101,312.20株
- ③ 株主数 8,439名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	15,000株	14.80%
郡山龍	10,800株	10.66%

(注) 出資比率は自己株式（12.72株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（旧商法に基づいて決議された新株予約権の状況）

（平成19年12月31日現在）

イ. 平成18年4月24日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 390個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数 390株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 980,319円（1株当たり 980,319円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 490,160円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年4月1日から平成27年3月29日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - (1) 各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。
 - (2) 新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
 - (3) その他の権利行使の条件は、当社の取締役会決議に基づき、当社と被割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	240個	240株	1名
社外取締役	75個	75株	1名
監査役	—	—	—

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（旧商法に基づいて決議された新株予約権の状況）

イ. 平成19年2月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 160個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数 160株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 602,843円（1株当たり 602,843円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 341,290円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年4月1日から平成27年3月29日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - （1）各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。
 - （2）新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
 - （3）その他の権利行使の条件は、当社の取締役会決議に基づき、当社と被割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	10個	10株	1名
子会社の役員および使用人	150個	150株	2名

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (平成19年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	郡山 龍	最高経営責任者 最高技術責任者
代表取締役社長	関野 正明	最高執行責任者
取締役	太田 洋	ジェミニイ・モバイル・テクノロジーズ 株式会社 代表取締役社長
取締役	渡邊 信之	
取締役	谷 直樹	
常勤監査役	石井 英雄	
常勤監査役	今澤 正元	
監査役	森谷 享右	株式会社TOP 代表取締役

- (注) 1. 取締役太田洋氏、渡邊信之氏、谷直樹氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役石井英雄氏、今澤正元氏、森谷享右氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役谷直樹氏、監査役今澤正元氏は、平成19年3月29日に就任いたしました。
 4. 代表取締役社長関野正明氏は、平成20年1月15日をもって辞任いたしました。

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

前回の第22回定時株主総会（平成19年3月29日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当および他の法人等の代表状況	退任日
取締役	山科 拓	最高財務責任者	平成19年 5月15日
取締役	内村 浩幸		平成19年 6月30日

- (注) 取締役山科拓氏、内村浩幸氏は、辞任による退任であります。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	63,926千円 (3,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9,900千円 (9,900千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (5名)	73,826千円 (13,500千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の支給額に平成19年5月15日に退任した1名(山科拓氏)、平成19年6月30日に退任した1名(内村浩幸氏)、平成20年1月15日に退任した1名(関野正明氏)を含みます。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)および当社と当該他の会社との関係

- ・取締役太田洋氏は、ジェミナイ・モバイル・テクノロジーズ株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社はジェミナイ・モバイル・テクノロジーズ株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。
- ・監査役森谷享右氏は、株式会社TOPの代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社TOPとの間には特別の関係はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・監査役森谷享右氏は、松井証券株式会社 社外監査役、株式会社コーエー 社外監査役、株式会社コーエーネット 社外監査役であります。

ハ、当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 太田 洋	当事業年度に開催された取締役会18回のうち11回に出席いたしました。主に経営経験と幅広い識見を活かし意見を述べるなど、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 渡邊 信之	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。豊富な経験と幅広い識見を活かし意見を述べるなど、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 谷 直樹	平成19年3月29日の就任以来、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。豊富な経験と幅広い識見を活かし意見を述べるなど、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 内村 浩幸	当事業年度に開催された取締役会18回のうち平成19年6月30日の退任まで5回に出席いたしました。取締役の見地から意見を述べるなど、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための社外取締役の立場から助言・提言を行っておりました。
監査役 石井 英雄	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査役会13回全てに出席いたしました。取締役会および監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 今澤 正元	平成19年3月29日の就任以来、当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査役会10回全てに出席いたしました。取締役会および監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 森谷 享右	当事業年度に開催された取締役会19回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち10回に出席いたしました。取締役会および監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 1. 社外取締役の内村浩幸氏は平成19年6月30日をもって退任しております。

ニ、責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、300万円または法令が規程する額のいずれか高い額とし、社外監査の限度額は、100万円または法令が規程する額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	21,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,570千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の独立性をはじめとする適正および職務遂行状況等に留意し、会計監査人が監督官庁から業務停止処分を受ける等、継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合や、その他の事情を総合的に勘案し、解任又は不再任が妥当と判断した場合、監査役会の同意に基づき解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適性を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス規程を制定し、取締役は法令およびコンプライアンス規程を遵守するとともに、企業倫理の浸透を率先して行う。
 - (2) 取締役は、使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営にあたるよう、教育・啓発を行う。
 - (3) 当社は相談・通報体制を設け、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることを取締役ならびに使用人等が知った際に、内部監査室、常勤監査役または社外弁護士に通報できる体制を整備する。
 - (4) 会社は通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に対して不利益な扱いをしない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等作成、保存および管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 業界リスク、マーケットリスク、戦略意思決定リスク等の戦略リスクについては、全執行役員で構成する執行役員会において管理を行う。
 - (2) 日常の業務活動が抱える事業リスクについては、事業部門毎に執行役員を中心に、必要な場合には会計監査人、各顧問（会計・税務・法律等）等の助言を得つつ、この管理を行う。
 - (3) 事業リスクのうち、重大と認められるものについては、取締役会がリスクの分析を行い、管理の指針を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役のうち複数名を社外取締役とし、取締役会の意思決定の妥当性を高める。
 - (2) 執行役員制度により、業務執行を迅速化し、かつ権限と責任を明確化する。
 - (3) 取締役会を毎月1回開催し、重要事項について審議・決定するほか、取締役ならびに執行役員の監督を行う。
 - (4) 原則として毎週1回、全執行役員で構成する執行役員会を開催し、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うと共に、中長期の製品開発戦略ならびに年度予算等について議論し、全社的な目標を設定する。
 - (5) 各部門はその戦略ならびに予算等に基づき、目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
 - (6) 業務の効率化とコストダウンを図るため、弾力的な組織改変、電子化に取り組む。
5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 顧問弁護士やグループ会社の社内弁護士と連携し、企業集団全体としてコンプライアンスを推進する。
 - (2) 当社の執行役員会は、連結子会社を含む企業グループ全般にわたる内部監査を統括しグループ内部の有効性を監査する。
 - (3) 子会社から当社の執行役員を起用すること等で、企業集団全体としての重要方針の決定に参加させ、情報の共有化を図る。
 - (4) 子会社の経営については、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助すべき使用人としてスタッフを配置する。
 - (2) 研修等を通じて当該使用人の技能の向上を図るとともに、監査役から要望がある場合、必要に応じて使用人の変更、増員等を行うものとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
7. 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 他の使用人に補助使用人を兼務させる場合は、監査役の補助業務についての指揮命令は監査役が直接行うものとする。
 - (2) 監査役の補助業務に関する使用人の報酬等の人事考課および人事異動については、監査役の意見を取り入れ決定する。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
 - (2) 常勤監査役に重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握を容易ならしめるため、代表取締役より適宜報告を行う。
 - (3) 常勤監査役は、必要に応じ、稟議書その他業務執行に関する文書を開覧し、取締役または使用人にその説明を求めることとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は当社の会計監査人である監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けると共に、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業の拡大に注力し、企業価値を高めることを目指しております。経営体質の強化に必要な内部留保の確保のため、当期の剰余金の配当につきましては、無配とさせていただきますと存じます。連結ベースでの十分な営業キャッシュフローを確保し、経営体質の強化に必要な内部留保を積みながら、株主の皆様への利益配当を検討してまいりますので、何卒ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(7) 会社の支配に関する基本方針

株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）

当社は、大量買付行為に関するルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者（大量買付ルールを遵守するものの大量買付行為の目的が不適切な大量買付者を含みます。）に対しては必要に応じ相応の防衛措置をとることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識しており、当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（以下「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

1. 本プランの導入目的

近時、企業活動のグローバル化により、わが国においても企業の世界的な事業戦略の一環としての他企業の買収が当然に考慮される時代となり、それに伴う新しい法制度の整備も進んでまいりました。そのような潮流のなか、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに行われる企業買収、いわゆる「敵対的買収」の動きも顕在化しつつあります。

当社取締役会は、このような当社グループの買収を企図した大量買付行為であっても、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、現時点では、当社においては、支配株主は存在せず、国内外の多数の機関投資家や個人の方々幅広く株主となって頂いており、このような株主構成のもとで、突如として大量買付行為が実施された場合、株主の皆様が大量買付行為の是非を判断する十分な時間と情報が提供されず、結果として当社グループの企業価値および株主の皆様との共同の利益が害される可能性は否定できません。

株主の皆様から経営についての付託を受ける当社取締役会としては、このような当社株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様の判断のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉ならびに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様にとって適切なご判断をいただくために極めて重要であり、そのために大量買付に関する一定のルールを定めることが必要であると考えます。また、当社取締役会は、上記の一定のルールを遵守しない大量買付者、または、当該ルールを遵守するものの大量買付行為の目的が不適切な大量買付者の買付行為に対して、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上するために客観的・合理的な検討を行った上で相応な対抗措置をとることが必要な場合もあると認識しております。

上記の理由により、当社取締役会は、下記に定める大量買付ルールを設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者（大量買付ルールを遵守するものの大量買付行為の目的が不適切な大量買付者を含みます。）に対しては必要に応じ相応の防衛措置をとることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識し、本プランについて平成19年3月29日開催の第22回定時株主総会（以下「前期定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認を得ました。

2. 大量買付ルールの内容

本プランでは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）について、事前に大量買付者に対して、大量買付行為にかかる情報の提供を求め、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、必要に応じて当社取締役会が大量買付者と交渉を行い、代替案を提示するための手続として、大量買付ルールを定めています。このような一定の手続に従って大量買付行為の適否が判断されることが、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するからです。

具体的には、大量買付者には、買付の実行前に、大量買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出いただくものとします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、提案する大規模買付行為の概要等を記載していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後5日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様との判断、後述の独立委員会の勧告および当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。大量買付者には、当該リストに記載された情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の通りです。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的内容、資本構成、財務内容等を含む。）
- ② 買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含む。）

- ③ 買付の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容とその算定根拠等を含む。）
- ④ 買付の資金の裏づけ（買付の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- ⑤ 買付の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、買付の後ににおける当社の従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ⑥ 買付行為完了後に意図する当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させるための施策並びに当該施策が当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させることの根拠
- ⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者より受けた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合、回答期限を設けた上で、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大量買付行為の提案があった事実および当社に提出された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点（独立委員会から開示勧告があった場合はその時点）で、その全部または一部を開示します。

（注1）特定株主グループとは、

- （ア）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下(注1)(注2)において同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいいます。同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下(注1)(注2)において同じとします。）または、
- （イ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

（注2）議決権割合とは、

- （ア）特定株主グループが、(注1)の(ア)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下(注2)において同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）または、
- （イ）特定株主グループが、(注1)の(イ)記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

3. 大量買付行為の評価・検討期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)、または90日間(その他の大量買付行為の場合)を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成および取締役会による代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます)として与えられるべきものと考えます。従って、大量買付行為は、取締役会評価期間の経過した後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての大量買付行為に対する意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

4. 独立委員会の勧告と取締役会の決議

(1) 独立委員会の勧告

本プランの設計においては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、社外取締役・社外監査役・有識者のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者により構成される独立委員会を設置することといたしました。

当社取締役会は取締役会評価期間において、かかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告を行います。なお、独立委員会は特にソフトウェアの研究開発に従事する当社の従業員(以下「開発従事者」といいます。)のモチベーションが当社の企業価値の維持に大きく影響を与えることに鑑み、上記の評価・検討にあたっては必ず開発従事者の代表等から意見を聴取するものとします。なお、独立委員会が聴取した開発従事者の意見は、独立委員会が当社取締役会への勧告の内容(本プランに定める対抗措置の実施の是非についての勧告を含む)を決定する際に参考とする一要素として取り扱われ、これのみによって勧告の内容が決定することはありません。

また、独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

(2) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して最終的に本プランに定める対抗措置の実施の是非について決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

5. 本プランにおける対抗措置の取り扱い

(1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置を実施しません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社取締役会が提示する当該買付提案に対する

意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、以下に定める要件の何れかに該当した場合には、当社取締役会は、会社法その他の法律および当社定款により認められている方策の中から、新株予約権の無償割当ての実施等、当社グループの企業価値・株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置をとることがあります。なお、大量買付者が下記の要件に該当したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また監査役の見解も十分参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

① 次の（ア）から（エ）までに掲げる場合のように、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付行為を行う場合

（ア）真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行う場合

（イ）当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大量買付行為を行う場合

（ウ）当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行う場合

（エ）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行う場合

② 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為を行う場合

③ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実現可能性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等含む。）が、当社グループの企業価値を生み出す上で不可欠な研究開発体制を支える当社グループの従業員、取引関係先等との関係を悪化させ、または企業文化を破壊するおそれがある等の理由により、当社グループの企業価値や株主共同の利益の確保・向上を著しく妨げるおそれがあると合理的根拠をもって判断されるものである場合

（2）大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合は、対抗措置の発動が相当でないと判断した場合を除き、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを含む対抗措置を実施する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また監査役の見解も十分参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

6. 本プランにおける対抗措置の概要

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、そのひとつとして、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行う場合の概要は以下の通りです。

① 割当て対象株主

本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行う時に当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その有する株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てをします。

② 本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めます。

③ 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類および数は普通株式1株とします。

④ 本新株予約権の行使の条件

(i) 特定大量保有者（注4）、(ii) 特定大量保有者の共同保有者（注5）、(iii) 特定大量買付者（注6）、(iv) 特定大量買付者の特別関係者（注7）、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（注8）（以下「特定買付者等」といいます。）は、本新株予約権を行使することができません。

⑤ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要します。

⑥ 当社による本新株予約権の取得

(a) 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

(b) 当社は、当社取締役会が定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

⑦ その他

本新株予約権の行使期間、行使価額その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。

(注4) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下（注4）において同じとします。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。

(注5) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を意味し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)

(注6) 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。)によって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下(注6)において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。以下(注6)において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下(注6)において同じとします。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)を意味します。

(注7) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者を意味します(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

(注8) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に規定されると同義とします。)を意味します。

7. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プラン導入時の株主・投資家の皆様への影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当てその他の新株または新株予約権の発行は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本プランにおける対抗措置発動時の株主・投資家の皆様への影響等

前述のとおり、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様(大量買付ルールに違反した大量買付者および当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行を行うものにつきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをし

ていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様につきましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当て基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があることをご了承ください。

なお、対抗措置として新株予約権の発行を行うことを決議した場合であっても、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重して、新株予約権の発行日までに新株予約権の発行を中止し、または、新株予約権の発行日後、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、希釈化を前提に売買を行った株主・投資家の皆様におかれましては、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

8. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、前定期時株主総会の終結の時から平成20年12月期（2008年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②独立委員会の勧告により当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い、本プランの見直し、もしくは変更を行う場合があります。

当社取締役会は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

9. 独立委員会規定の概要

I. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役、社外監査役または当社取締役会から独立した有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者等をいう。）3名以上で構成されます。

II. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

III. 決議事項その他

独立委員会は、当社グループに対する大量買付行為が発生した場合には、これに応じ、ソフトウェアの研究開発に従事する当社の従業員の代表等から意見を聴取したうえで、原則として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自らまたは当社取締役の利益を図ることを目的としては行わないものとします。

- ① 大量買付ルールの対象となる大量買付行為の存否
- ② 大量買付者が提供すべき情報の範囲
- ③ 大量買付者が提供した情報の当社株主への開示の時期および範囲
- ④ 大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か
- ⑤ 大量買付者による大量買付行為に対する代替案の提案の可否
- ⑥ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否
- ⑦ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止
- ⑧ 本プランの廃止または変更
- ⑨ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。

連結貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	10,515,641	流動負債	1,345,192
現金及び預金	3,443,143	支払手形及び買掛金	48,467
売掛金	1,529,116	未払金	376,250
有価証券	5,123,649	未払法人税等	642,083
たな卸資産	34,703	賞与引当金	29,486
繰延税金資産	90,290	その他	248,903
その他	347,243	固定負債	42
貸倒引当金	△52,504	長期未払金	42
固定資産	4,433,647	負債合計	1,345,235
有形固定資産	168,923	純資産の部	
建物	49,676	株主資本	13,476,771
器具備品	119,246	資本金	13,263,167
無形固定資産	1,525,219	資本剰余金	14,178,804
ソフトウェア	1,074,027	利益剰余金	△13,956,578
ソフトウェア仮勘定	439,612	自己株式	△8,621
その他	11,579	評価・換算差額等	58,532
投資その他の資産	2,739,504	その他有価証券評価差額金	2,674
投資有価証券	2,515,236	為替換算調整勘定	55,858
繰延税金資産	59,101	新株予約権	17,369
敷金・保証金	157,774	少数株主持分	51,380
その他	7,392	純資産合計	13,604,054
資産合計	14,949,289	負債・純資産合計	14,949,289

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,763,302
売上原価		4,138,338
売上総利益		2,624,964
販売費及び一般管理費		2,527,654
営業利益		97,310
営業外収益		
受取利息	197,283	
有価証券売却益	11,050	
為替差益	22,563	
その他	10,316	241,213
営業外費用		
支払利息	41	
株式交付費	1,566	
投資事業組合損失	1,440	
その他	199	3,248
経常利益		335,275
特別利益		
投資有価証券売却益	1,743,256	
その他	278	1,743,535
特別損失		
固定資産売却損	800	
固定資産除却損	128,971	
ソフトウェア仮勘定評価損	7,602,837	
投資有価証券評価損	495,308	
その他	61	8,227,980
税金等調整前当期純損失		6,149,169
法人税・住民税及び事業税	874,106	
法人税等調整額	△8,472	
少数株主利益	1,380	867,015
当期純損失		7,016,185

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年12月31日残高	13,251,786	14,167,423	△6,940,393	△8,621	20,470,194
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	11,381	11,380			22,762
当期純利益			△7,016,185		△7,016,185
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	11,381	11,380	△7,016,185	－	△6,993,422
平成19年12月31日残高	13,263,167	14,178,804	△13,956,578	△8,621	13,476,771

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成18年12月31日残高	388,972	105,090	494,062	2,060	－	20,966,317
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						22,762
当期純利益						△7,016,185
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△386,297	△49,231	△435,529	15,309	51,380	△368,839
連結会計年度中の変動額合計	△386,297	△49,231	△435,529	15,309	51,380	△7,362,262
平成19年12月31日残高	2,674	55,858	58,532	17,369	51,380	13,604,054

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称
Aplix Corporation of America
Aplix Europe GmbH
iaSolution Inc.
(株)アプリックス・ソリューションズ
Aplix Korea Corporation 他2社

なお、(株)アプリックス・ソリューションズ及びAplix Korea Corporationについては当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
移動平均法による原価法

・時価のないもの

なお、投資事業有限責任組合への投資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品

個別法による原価法

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

・当社

定率法

・連結子会社

主に所在地国の会計基準に基づく定額法
主な耐用年数

建物 5～15年

器具備品 3～15年

- ロ. 無形固定資産
 - ・ 市場販売目的ソフトウェア
見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間(3年)に基づく償却額のいずれが多い金額をもって償却しております。
 - ・ 社内利用目的ソフトウェア
社内における利用可能期間(3~5年)に基づく定額法によっております。
 - ・ 上記以外の無形固定資産
定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ⑤ 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
 - イ. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
 - ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建予定取引
 - ハ. ヘッジ方針
海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。
 - ニ. ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定できる場合にはヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却の方法)

「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月20日 法律第6号」

及び「法人税施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日 政令第83

号」の法人税の改正に伴い、当連結会計年度より平成19年4月1日以降に

取得したものについて、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

374,693千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	100,974.20株	338.00株	一株	101,312.20株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加338.00株は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12.72株	一株	一株	12.72株

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成13年7月14日 臨時株主総会決議分	平成13年12月27日 臨時株主総会決議分	平成14年3月22日 定時株主総会決議分	平成15年8月29日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	33株	24.28株	182.26株	447株

	平成16年5月25日 取締役会決議分	平成16年6月24日 取締役会決議分	平成17年2月21日 取締役会決議分	平成17年12月27日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	30株	39株	150株	384株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 133,616円72銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 69,315円51銭 |

貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	9,294,538	流動負債	1,242,100
現金及び預金	2,280,222	買掛金	121,616
売掛金	1,481,993	未払金	372,046
有価証券	5,123,649	未払費用	56,238
仕掛品	33,437	未払法人税等	634,307
貯蔵品	1,266	前受金	2,073
前払費用	264,489	預り金	26,991
繰延税金資産	82,462	賞与引当金	28,825
その他	57,243		
貸倒引当金	△30,225		
固定資産	5,405,756	負債合計	1,242,100
有形固定資産	121,492	純資産の部	
建物	45,641	株主資本	13,438,150
器具備品	75,850	資本金	13,263,167
無形固定資産	1,561,137	資本剰余金	14,178,804
特許権	3,592	資本準備金	14,178,804
商標権	5,101	利益剰余金	△13,995,199
ソフトウェア	1,099,356	利益準備金	2,500
ソフトウェア仮勘定	450,202	その他利益剰余金	△13,997,699
その他	2,885	別途積立金	1,500
投資その他の資産	3,723,126	繰越利益剰余金	△13,999,199
投資有価証券	2,515,236	自己株式	△8,621
関係会社株式	1,018,593	評価・換算差額等	2,674
関係会社出資金	16,746	その他有価証券評価差額金	2,674
出資金	50		
長期前払費用	7,342	新株予約権	17,369
敷金・保証金	143,387		
繰延税金資産	21,770	純資産合計	13,458,194
資産合計	14,700,295	負債・純資産合計	14,700,295

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		6,555,304
売上原価		4,132,996
売上総利益		2,422,308
販売費及び一般管理費		2,373,547
営業利益		48,761
営業外収益		
受取利息	13,831	
有価証券利息	161,283	
有価証券売却益	11,050	
為替差益	24,512	
その他	7,487	218,163
営業外費用		
株式交付費	1,566	
投資事業組合損失	1,440	3,006
経常利益		263,917
特別利益		
投資有価証券売却益	1,743,256	1,743,256
特別損失		
固定資産売却損	800	
固定資産除却損	129,535	
ソフトウェア仮勘定評価損	7,602,837	
投資有価証券評価損	495,308	
関係会社株式評価損	7,589,681	
その他	61	15,818,225
税引前当期純損失		13,811,051
法人税・住民税及び事業税	851,754	
法人税等調整額	△8,266	843,487
当期純損失		14,654,539

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年12月31日 残高	13,251,786	14,167,423	2,500	1,500	655,339	△8,621	28,069,927	
事業年度中の変動額								
新株の発行	11,381	11,380					22,762	
当期純利益					△14,654,539		△14,654,539	
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）								
事業年度中の変動額 合計	11,381	11,380	－	－	△14,654,539	－	△14,631,777	
平成19年12月31日 残高	13,263,167	14,178,804	2,500	1,500	△13,999,199	△8,621	13,438,150	

	評価・換算差 額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金		
平成18年12月31日 残高	388,972	2,060	28,460,960
事業年度中の変動額			
新株の発行			22,762
当期純利益			△14,654,539
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△386,297	15,309	△370,988
事業年度中の変動額合計	△386,297	15,309	△15,002,765
平成19年12月31日 残高	2,674	17,369	13,458,194

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの

 - ・時価のないもの

移動平均法による原価法

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への投資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ③ デリバティブ
- ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

時価法

- ・仕掛品
- ・貯蔵品

個別法による原価法

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 主な耐用年数 建物
 - 器具備品
- ② 無形固定資産
 - ・市場販売目的ソフトウェア
 - ・社内利用目的ソフトウェア
 - ・上記以外の無形固定資産

定率法

10～15年

4～15年

見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間(3年)に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

定額法

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定できる場合にはヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

(8) 会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法)

「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月20日法律第6号」及び「法人税法施行例の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」の法人税の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したものについて、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 321,859千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 63,432千円
 - ② 短期金銭債務 116,429千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 営業取引
- ① 売上高 130,058千円
 - ② 外注加工費 982,894千円
 - ③ その他営業費用 470,009千円
- (2) 営業取引以外の取引
- 業務委託収入 3,807千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	12.72株	－株	－株	12.72株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	12,298千円
賞与引当金	11,729
未払事業税	61,578
固定資産除却損	60,859
ソフトウェア仮勘定評価損	3,093,594
ソフトウェア償却超過額	21,766
子会社株式	3,090,865
投資有価証券評価損	198,029
その他	6,242
繰延税金資産 小計	6,556,965
評価性引当額	△6,450,897
繰延税金資産 合計	106,067
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,834
繰延税金負債 合計	△1,834
繰延税金資産の純額	104,233

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.69%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.06
住民税均等割	△0.04
株式報酬費用	△0.04
試験研究費の特別控除	△0.03
評価性引当額の増加	△46.68
その他	0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△6.11

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	60,607千円	21,982千円	38,624千円
合計	60,607千円	21,982千円	38,624千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	14,815千円
1年超	27,592千円
合計	42,408千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (億円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残 高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
法人主 要株主	(株)エヌ・ ティ・ティ・ ドコモ	9,496	携帯電話 事業	被所有 直接14.8	2	営業 取引	当社製品 の販売	2,226,006	売掛金	134,516

(注) 1. 取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、市場価格を参考にしております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の 名前	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残 高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及 びその 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会社等	(株) クオリア	10,000	コンサル ティング業	—	1	役員 の兼任	経費の立 替	—	立替金	10,500

(注) 当社役員 関野正明が議決権100%を所有しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 132,684円05銭
 (2) 1株当たり当期純損失 144,777円66銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年2月21日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 松 野 雄 一 郎 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 中 塚 亨 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプリックスの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年2月21日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 松野 雄 一 郎 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 中 塚 亨 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプリックスの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備の方針に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備の方針に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月22日

株式会社アプリックス 監査役会

常勤監査役 石井英雄 ㊟

常勤監査役 今澤正元 ㊟

監査役 森谷享右 ㊟

(注) 監査役石井英雄、今澤正元、及び森谷享右は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成18年5月1日の「会社法」施行により端株制度が廃止されましたが、同法施行時の当社端株は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の定めにより経過措置として現存しております。

平成21年1月の実施を目標として準備が進められている株券電子化に対応する新たな振替制度では、端株は対象にならないとされておりますので、当該実施までにすべての端株を無くす必要があります。

現存している当社の端株は自己株式を含め8.2株であり、これを消却することにより当社の端株を無くすとともに、定款附則第5条の規定に基づき、端株に関する取扱いを定めた同附則および定款第9条の一部を削除するものです。

また、本定款変更の効力発生日は平成20年10月1日といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿代理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿代理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿、実質株主名簿、<u>端株原簿</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、<u>端株原簿</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿代理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿代理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(附則)</p> <p><u>第1条 当社は、端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>②名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>③当社の端株原簿の作成および備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当社の端株に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第3条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日における最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、期末配当金を支払うことができる。</u></p> <p><u>第4条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日における最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当金を支払うことができる。</u></p> <p><u>第5条 附則第1条乃至本条は、当社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

(ご参考) 端株を所有されている端株主様には、定款変更の効力発生日以降、端株の合計数に相当する当社株式を一括して処分し、ご所有の端数に応じて処分代金をお支払いいたします。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式数
1	郡 山 龍 (昭和38年9月8日生)	昭和62年6月 当社 代表取締役社長 平成13年11月 当社 代表取締役会長 平成14年3月 Aplix Corporation of America 最高経営責任者 平成14年9月 当社 代表取締役会長 兼 社長 平成15年10月 Aplix Europe GmbH Managing director 平成18年3月 当社 代表取締役会長 最 高経営責任者 兼 最高技術 責任者 (現任) 平成19年2月 株式会社アプリックス・ソ リューションズ 取締役 (現 任)	10,800株
2	渡 邊 信 之 (昭和38年6月30日生)	昭和61年4月 日本電信電話株式会社 入 社 平成11年1月 NTT移動通信網株式会社 (現 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ) 転籍 平成15年4月 同社 移動機開発部 担当 部長 (現任) 平成18年3月 当社 取締役 (現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
3	太田 洋 (昭和33年1月28日生)	<p>昭和55年4月 日本物理探鑑株式会社 入社</p> <p>昭和60年9月 日本シュルンベルジュ株式会社 入社</p> <p>昭和63年9月 新日本製鐵株式会社 入社</p> <p>平成4年9月 株式会社東京デジタルフォン(現ソフトバンクモバイル株式会社) 出向</p> <p>平成13年8月 ジェミニイ・モバイル・テクノロジー株式会社 代表取締役社長</p> <p>平成13年9月 ジェミニイ・モバイル・テクノロジーInc. 最高技術責任者</p> <p>平成17年4月 ボーダフォン株式会社(現ソフトバンクモバイル株式会社) 常務業務執行役員</p> <p>平成17年5月 同社 専務執行役 プロダクトマネジメント本部長</p> <p>平成17年7月 同社 専務執行役 プロダクト・サービス開発本部長</p> <p>平成18年3月 当社 取締役(現任)</p> <p>平成19年9月 ソフトバンクモバイル株式会社 退社</p> <p>平成19年10月 ジェミニイ・モバイル・テクノロジー株式会社 代表取締役社長 就任</p>	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 渡邊信之氏および太田洋氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補とした理由等は、以下のとおりです。

(1) 渡邊信之氏につきましては、当社筆頭株主であり主要顧客である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの移動機開発部担当部長として培われた豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の事業運営に幅広く助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、当社は同氏との間で責任限度額を300万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

(2) 太田洋氏につきましては、当社主要顧客であるソフトバンクモバイル株式会社のプロダクト・サービス開発本部長をはじめとする豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の事業運営に幅広く助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、当社は同氏との間で責任限度額を300万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

第3号議案 監査役2名選任の件

常勤監査役今澤正元氏および監査役森谷享右氏は、本総会終結の時をもって辞任となります。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	河野真太郎 (昭和33年7月2日生)	昭和59年4月 株式会社アスキー入社 平成10年5月 株式会社セガ・エンタープライゼス出向 ネットワーク・コンテンツ研究部部長 平成11年11月 株式会社ISAO 出向 ネットワーク・コンテンツ研究部部長 平成12年4月 株式会社アスキー 退社 アットホームジャパン株式会社 入社 コンテンツ編成部部長 平成16年6月 株式会社37 代表取締役社長 株式会社NowLoading 取締役 株式会社イレギュラー・アンド・パートナーズ 取締役 平成17年6月 ボーダフォン株式会社(現ソフトバンクモバイル株式会社) 入社 プロダクト・サービス開発本部コンテンツサービス部部長 平成17年12月 同社 同本部メディア・コンテンツ統括部統轄部長 平成19年12月 ソフトバンクモバイル株式会社 退社	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
2	根本 忍 (昭和39年3月29日生)	平成8年12月 当社 入社 平成10年6月 ビットキャッシュ株式会社 取締役 平成11年3月 当社 取締役 平成12年6月 当社 常務取締役 平成13年12月 当社 取締役退任 平成14年1月 当社 研究開発本部フェロー 平成16年12月 当社 退社 平成19年6月 ビジネスサーチテクノロジー株式会社事業開発部部长兼広報宣伝部部长(現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 河野真太郎氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補とした理由等は、以下のとおりです。

河野真太郎氏につきましては、当社主要顧客であるソフトバンクモバイル株式会社のメディア・コンテンツ統括部統轄部長をはじめとする豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の事業運営を適格に監査いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。

なお、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限度額を100万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成20年3月28日（金曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

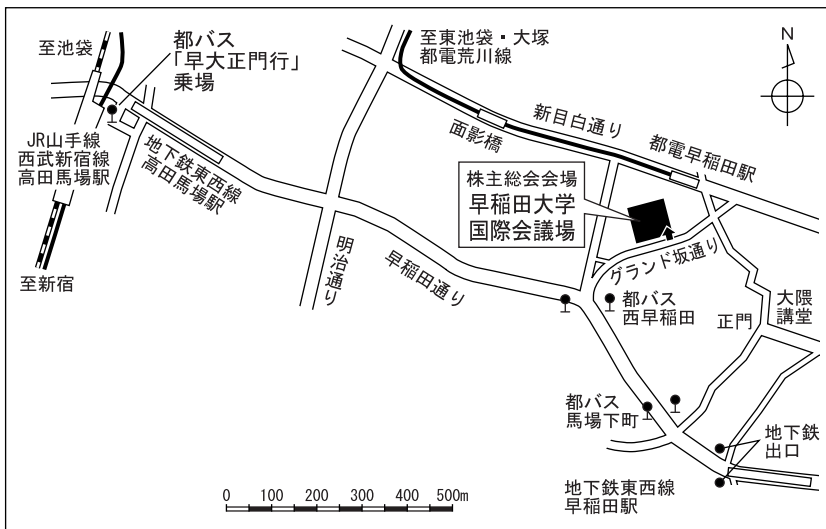
システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- ・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西早稲田一丁目20番14号
早稲田大学国際会議場井深大記念ホール



- 交通
- ・ JR山手線・西武新宿線・東京メトロ東西線
高田馬場駅より都バス「早大正門行」
西早稲田下車徒歩5分
 - ・ 東京メトロ東西線早稲田駅より徒歩10分
 - ・ 都電荒川線早稲田駅より徒歩5分